

からだイキイキ脳イキイキ
～生活習慣を見直し、自ら進んで健康づくり～

平成18年度 水沢健康まつり

- とき 9月23日(土・祝)正午～午後4時
 - ところ メイフル地下・市民スラザマッセ
- 入場無料。どなたもお気軽にご利用ください



会場内各コーナー紹介

団 体 名	展 示 内 容
	ここが見どころ
水沢区学校保健会	歯科保健図画・ポスター展 子どもたちの描いたポスターです
歯科医師会・ 歯科衛生士会	歯つらつ人生、応援します！ 唾液検査、クイズラリー
社会福祉協議会	おらほのいきいきサロン自慢展 水沢の元気な高齢者を紹介
胆江地区消防組 合消防本部	AED展示 話題の救命用具の使用法
整復師会	健康体操 転倒予防、腰痛予防に
薬剤師会	おくすり相談コーナー 血糖値の測定も行います
水沢区老人クラ ブ連合会	水沢高齢者創作展 手作り作品の展示即売と実演
日本栄養士会	メタボリックシンドローム防止 腹囲測定。栄養相談
水沢食生活改善 推進員協議会	自分の健康は自分で守ろう バランスの良い食事。試食もあり
岩手県放射線技 師会	放射線展コーナー 骨密度測定はこちらに！
水沢総合支所健 康増進課	医師健康相談、赤ちゃん健康相談、 足指力測定など

- 問い合わせ
水沢健康まつり実行委員会事務局（水沢保健
センター内☎㊟-4511）

70 歳未満の人

高額療養費の自己負担限度額を引き上げ

同じ人が同じ月内に、同一の医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請をして認められると、自己負担限度額を超えて支払った分は高額療養費として国民健康保険から支給されます。今回の改正で、70 歳未満の人は自己負担限度額の一部が引き上げられます。

1 カ月の自己負担 限度額	区 分	3 回目まで	4 回目以降 ※1
	一 般	72,300 円 ただし医療費が241,000 円を超えた場合は、超えた 分の 1 %を加算	40,200 円
	上位所得者 ※2	139,800 円 ただし医療費が466,000 円を超えた場合は、超えた 分の 1 %を加算	77,700 円
	住 民 税 非課税世帯	35,400 円	24,600 円

10 月 1 日から 下表のとおりに変わります

1 カ月の自己負担 限度額	区 分	3 回目まで	4 回目以降 ※1
	一 般	80,100 円 ただし医療費が267,000 円を超えた場合は、超えた 分の 1 %を加算	44,400 円
	上位所得者 ※2	150,000円 ただし医療費が500,000 円を超えた場合は、超えた 分の 1 %を加算	83,400 円
	住 民 税 非課税世帯	35,400 円	24,600 円

- ※1 過去12カ月間に、1つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額
- ※2 基礎控除後の総所得金額などが670万円を超える世帯

こんなときも変わります

人工透析の自己負担限度額を引き上げ

慢性腎不全で人工透析を必要とする場合、上位所得者の1カ月の自己負担限度額が1万円から2万円に引き上げられます（10月1日から）。

国保と老人保健

10月1日から 変わります

平成18年10月1日から国の医療保険制度が改正され、国民健康保険、老人保健に関する医療費の自己負担額などが変わります。

- 問い合わせ 各支所国保担当課

70 歳以上の人

1 一定以上の所得がある人の自己負担割合を引き上げ

70 歳以上の人、老人保健で医療を受ける人のうち、現役で働く人並みの所得があり、一定の基準を超える人は、医療機関に支払う自己負担割合が引き上げられます。

医療機関に支払う 自己負担割合	10 月 1 日から右表の とおりに変わります	医療機関に支払う 自己負担割合
2 割		3 割

2 高額療養費（高額医療費）の自己負担割合を引き上げ

同じ月内に医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請をして認められると、自己負担限度額を超えて支払った分は高額療養費（高額医療費）として支給されます。今回の改正で、70 歳以上の人、老人保健で医療を受ける人は右表のように自己負担限度額の一部が引き上げられます。

3 療養病床の食費・居住費負担を引き上げ

療養病床に入院する 70 歳以上の人は、これまで食材料費相当のみを負担していましたが、今回の改正で食費と居住費を負担することになります。

食材料費相当を負担
24,000 円

10 月 1 日から下表の とおりに変わります

食費・居住費を負担
食 費 42,000 円 居住費 10,000 円

- ※住民税非課税世帯、年金受給額が80万円以下の人などは、負担が軽減されます
- ※人工呼吸器や中心静脈栄養等を必要とする人など難病の場合は、これまでと同じ食材料費相当24,000円のための負担です

1 カ月の自己負担 限度額	区 分	外 来 (個人単位)	外来と入院 (世帯単位)
	一 般	12,000 円	40,200 円
	一 定 以 上 所 得 者	40,200 円	72,300 円 ただし医療費が361,500円を超えた場合は、超えた分の 1 %を加算(4 回目以降は40,200円)
	低 所 得 Ⅱ	8,000 円	24,600 円
	低 所 得 Ⅰ		15,000 円

10 月 1 日から下表のとおりに変わります

1 カ月の自己負担 限度額	区 分	外 来 (個人単位)	外来と入院 (世帯単位)
	一 般	12,000 円	44,400 円
	一 定 以 上 所 得 者	44,400 円	80,100 円 ただし医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の 1 %を加算(4 回目以降は44,400円)
	低 所 得 Ⅱ	8,000 円	24,600 円
	低 所 得 Ⅰ		15,000 円

※所得の判定方法は担当課へお問い合わせください